

税目	税率	前年度の税率	納期	条例で定める免除及び減免事項	免税点
地方消費税 譲渡割	課税資産の譲渡等に係る消費税額の $\frac{25}{100}$	左に同じ	1. 個人事業者 課税期間の翌年3月末日 2. 法人事業者 課税期間の末日 の翌日から2か月		
貨物割	課税貨物に係る消費税額の $\frac{25}{100}$	左に同じ	課税貨物を保税地域から引き取る日		
不動産取得税	価格の $\frac{4}{100}$ $\left[ \begin{array}{l} \text{平成20年4月1日から} \\ \text{平成27年3月31日まで} \\ \text{の住宅又は土地の取得} \\ \frac{3}{100} \end{array} \right]$	価格の $\frac{4}{100}$ $\left[ \begin{array}{l} \text{平成20年4月1日から} \\ \text{平成24年3月31日まで} \\ \text{の住宅又は土地の取得} \\ \frac{3}{100} \end{array} \right]$	知事が定める日	(減免) 天災等により災害を受けた者等のうち知事が必要と認めるもの (免除) 過疎地域内において租税特別措置法第12条第1項の表の第1号又は第45条第1項の表の第1号の規定の適用を受ける家屋及びその敷地である土地であつて、条例の規定によるもの	課税標準について 土地 10万円未満 家屋 (建築分) 23万円未満 (その他) 12万円未満
県たばこ税	平成25年3月31日まで 1,000本につき1,504円 (旧3級品の紙巻たばこについては、1,000本につき716円) 平成25年4月1日以降 1,000本につき860円 (旧3級品の紙巻たばこについては、1,000本につき411円)	平成22年10月1日以降 1,000本につき1,504円 (旧3級品の紙巻たばこについては、1,000本につき716円)	毎翌月末日	(免除) 1. 輸出又は輸出の目的で行われる輸出入業者に対する売渡し 2. 本邦と外国との間を往來する本邦の船舶又は航空機に船用品又は機用品として積み込むための売渡し 3. 品質悪変又は破損等のため販売に適しないと認められる製造たばこの廃棄 4. 既にたばこ税を課された製造たばこの売渡し又は消費等	

税目	税率	前年度の税率	納期	条例で定める免除及び減免事項	免税点
ゴルフ場利用税	1人1日につき 1級 1,150円 2級 1,100円 3級 950円 4級 800円 5級 650円 6級 500円 7級 400円	左に同じ	毎翌月末日		
自動車取得税	$\frac{3}{100}$ $\left[ \begin{array}{l} \text{軽自動車以外の家用} \\ \text{自動車} \\ \text{当分の間} \\ \frac{5}{100} \end{array} \right]$ $\left[ \begin{array}{l} \text{電気自動車} \\ \text{平成24年4月1日から} \\ \text{平成27年3月31日まで} \\ \text{に取得した中古車} \\ \text{取得価額から45万円} \\ \text{控除} \end{array} \right]$ $\left[ \begin{array}{l} \text{天然ガス自動車} \\ \text{平成24年4月1日から} \\ \text{平成27年3月31日まで} \\ \text{に取得した中古車でガ} \\ \text{スト新長期規制からN} \\ \text{O} \times 10\% \text{以上低減車} \\ \text{取得価額から45万円} \\ \text{控除} \end{array} \right]$	左に同じ	申告納付 1. 道路運送車両法第7条<新規登録>の規定による登録又は同法第97条の3<軽自動車の使用の届出等>の規定による届出がされる自動車に係る自動車の取得 登録又は届出の時 2. 道路運送車両法第13条<移転登録>の規定による登録を受けるべき自動車の取得 (1) 車両総重量が3.5t以下の自動車であつて平成17年低排出ガス基準75%以上達成車 営業用及び軽自動車 自家用 (2) 車両総重量が3.5t超の自動車であつて平成17年重量車排出ガス保安基準に適合し、かつ、同基準の基準値よりも10%以上NOx又はPMの排出量が少ない自動車 営業用及び軽自動車 自家用	(減免) 次の各号に該当する者のうち知事が必要と認めるもの 1. 天災その他特別の事情により滅失又は損壊した自動車に代わるものと認められる自動車の取得 2. 取得した自動車とその取得の直後に天災その他特別の事情により滅失又は損壊した場合における当該自動車の取得 3. 身体障害者が自ら運転する自動車を取得した場合における当該自動車の取得 4. 重度身体障害者又は精神障害者が当該重度身体障害者又は精神障害者のために当該重度身体障害者又は精神障害者と生計を一にする者が運転する自動車を取得した場合(重度身体障害者で年齢18歳未満のもの又は精神障害者と生計を一にする者が当該自動車を取得した場合を含む)及	取得価額について50万円以下(平成30年3月31日まで)

税目	税率	前年度の税率	納期	条例で定める免除及び減免事項	免税点
ガソリン自動車 ハイブリッド自動車 (1) 車両総重量が2.5t以下の自動車であって、平成17年低排出ガス基準75%以上達成かつ平成27年度燃費基準+20%達成車のうち平成24年4月1日から平成27年3月31日までに取得した中古車 取得価額から45万円控除 平成17年低排出ガス基準75%以上達成かつ平成27年度燃費基準+10%達成車 平成24年4月1日から平成27年3月31日までに取得した新車 営業用及び軽自動車 自家用 平成24年4月1日から平成27年3月31日までに取得した中古車 取得価額から30万円控除 平成17年低排出ガス基準75%以上達成かつ平成27年度燃費基準達成車 平成24年4月1日から平成27年3月31日までに取得した新車 営業用及び軽自動車 自家用 平成24年4月1日から平成27年3月31日までに取得した中古車 取得価額から15万円控除	ハイブリッド自動車 平成19年4月1日から平成24年3月31日までに取得した中古車 (1) 車両総重量が3.5t以下のバス・トラックであって、平成17年低排出ガス基準75%以上達成かつ平成22年度燃費基準+25%達成車 営業用 及び軽自動車 自家用 (2) 車両総重量が3.5t超のバス・トラックで平成17年重量車排出ガス保安基準に適合し、かつ、同基準の基準値よりも10%以上NOx又はPMの排出量が少なく、平成27年度重量車燃費基準達成車 営業用 及び軽自動車 自家用 平成17年低排出ガス基準75%以上達成かつ平成22年度燃費基準+25%達成しているバス・トラック以外の自動車のうち平成21年4月1日から平成24年3月31日までに取得した中古車 営業用 及び軽自動車 自家用			ひ身体障害者又は精神障害者のみで構成される世帯の重度身体障害者又は精神障害者が当該重度身体障害者又は精神障害者のために当該重度身体障害者又は精神障害者を常時介護する者（当該重度身体障害者又は精神障害者と生計を一にする者を除く。）が運転する自動車を取得した場合における当該自動車の取得 5. 構造上身体障害者の利用に供する自動車又は専ら身体障害者が運転するための構造変更がなされた自動車を取得した場合における当該自動車の取得 6. 医療法に規定する公的医療機関の開設者が救急自動車、へき地巡回診療の用に供する自動車又は血液事業の用に供する自動車を取得した場合における当該自動車の取得	

税目	税率	前年度の税率	納期	条例で定める免除及び減免事項	免税点
(2) 車両総重量が2.5t超3.5t以下バス・トラックで平成17年低排出ガス基準75%以上達成かつ平成27年度燃費基準+10%達成車のうち平成24年4月1日から平成27年3月31日までに取得した中古車 取得価額から45万円控除 平成17年低排出ガス基準75%以上達成かつ平成27年度燃費基準+5%達成車又は平成17年低排出ガス基準50%以上達成かつ平成27年度燃費基準+10%達成車 平成24年4月1日から平成27年3月31日までに取得した新車 営業用及び軽自動車 自家用 平成24年4月1日から平成27年3月31日までに取得した中古車 取得価額から30万円控除 平成17年低排出ガス基準75%以上達成かつ平成27年度燃費基準達成車又は平成17年低排出ガス基準50%以上達成かつ平成27年度燃費基準+5%達成車 平成24年4月1日から平成27年3月31日までに取得した新車 営業用及び軽自動車 自家用 平成24年4月1日から平成27年3月31日までに取得した中古車 取得価額から15万円控除	低燃費自動車 (1) 平成17年排出ガス基準75%以上達成かつ平成22年度燃費基準+25%達成車 平成21年4月1日から平成24年3月31日までに取得した新車 自家用 営業用 平成20年5月1日から平成24年3月31日までに取得した中古車 取得価額から30万円控除 (2) 車両総重量が2.5t超3.5t以下のバス・トラックで平成17年排出ガス基準75%以上達成かつ平成27年度重量車燃費基準達成車 平成22年4月1日から平成24年3月31日までに取得した新車 自家用 営業用 平成22年4月1日から平成24年3月31日までに取得した中古車 取得価額から30万円控除 (3) 平成17年排出ガス基準75%以上達成かつ平成22年度燃費基準+15%達成車 平成21年4月1日から平成24年3月31日までに取得した新車 営業用 自家用 平成20年5月1日から平成24年3月31日までに取得した中古車 取得価額から15万円控除				

税目	税率	前年度の税率	納期	条例で定める免除及び減免事項	免税点
プラグインハイブリッド自動車 平成24年4月1日から平成27年3月31日までに取得した中古車 取得価額から45万円控除 クリーンディーゼル乗用車 車両総重量が3.5t以下のディーゼル乗用車であって、平成21年度自動車排出ガス規制に適合している自動車のうち平成24年4月1日から平成27年3月31日までに取得した中古車 取得価額から45万円控除 ディーゼル車 ハイブリッドディーゼル車 (1) ポスト新長期規制からNOxかつPM10%低減し、かつ平成27年度燃費基準+10%達成車 車両総重量が3.5t超のディーゼルのバス・トラック等 平成24年4月1日から平成27年3月31日までに取得した中古車（ハイブリッドディーゼル車に限る） 取得価額から45万円控除 (2) ポスト新長期規制からNOxかつPM10%低減し、かつ平成27年度燃費基準+5%達成車又はポスト新長期規制に適合し、かつ平成27年度燃費基準10%達成車 車両総重量が2.5t超3.5t以下のディーゼルのバス・トラック等 平成24年4月1日から平成27年3月31日までに取得した新車 営業用 $\frac{0.75}{100}$ 自家用 $\frac{1.25}{100}$	(4) 車両総重量が2.5t超3.5t以下のバス・トラックで平成17年排出ガス基準50%以上達成かつ平成27年度重量車燃費基準達成車 平成22年4月1日から平成24年3月31日までに取得した新車 営業用 $-\frac{1.5}{100}$ 自家用 $-\frac{2.5}{100}$ 平成22年4月1日から平成24年3月31日までに取得した中古車 取得価額から15万円控除 プラグインハイブリッド自動車 平成21年4月1日から平成24年3月31日までに取得した中古車 営業用 $\frac{0.6}{100}$ 及び軽自動車 自家用 $-\frac{2.6}{100}$ 環境性能に優れた大型ディーゼル車 平成21年度自動車排出ガス規制に適合し、かつ、平成27年度重量車燃費基準を満たす自動車 (1) 車両総重量が3.5t超12t以下のディーゼルのバス・トラック等 平成21年4月1日から平成24年3月31日までに取得した新車 営業用 $-\frac{0.75}{100}$ 自家用 $-\frac{1.25}{100}$ 平成22年10月1日から平成23年8月31日までに取得した中古車 営業用 $\frac{2.0}{100}$ 自家用 $\frac{4.0}{100}$				
	営業用 $\frac{0.75}{100}$ 自家用 $\frac{1.25}{100}$				

税目	税率	前年度の税率	納期	条例で定める免除及び減免事項	免税点
車両総重量が3.5t超のディーゼルのバス・トラック等 平成24年4月1日から平成27年3月31日までに取得した新車 営業用 $\frac{0.75}{100}$ 自家用 $\frac{1.25}{100}$ 平成24年4月1日から平成27年3月31日までに取得した中古車（ハイブリッドディーゼル車に限る） 取得価額から30万円控除 (3) ポスト新長期規制からNOxかつPM10%低減し、かつ平成27年度燃費基準達成車又はポスト新長期規制に適合し、かつ平成27年度燃費基準+5%達成車 車両総重量が2.5t超3.5t以下のディーゼルのバス・トラック等 平成24年4月1日から平成27年3月31日までに取得した新車 営業用 $-\frac{1.5}{100}$ 自家用 $-\frac{2.5}{100}$ 車両総重量が3.5t超のディーゼルのバス・トラック等 平成24年4月1日から平成27年3月31日までに取得した新車 営業用 $-\frac{1.5}{100}$ 自家用 $-\frac{2.5}{100}$ 平成24年4月1日から平成27年3月31日までに取得した中古車（ハイブリッドディーゼル車に限る） 取得価額から15万円控除	(2) 車両総重量が2.5t超3.5t以下のディーゼルのバス・トラック 平成22年4月1日から平成24年3月31日までに取得した新車 営業用 $\frac{0.75}{100}$ 自家用 $\frac{1.25}{100}$ (3) 車両総重量が12t超ディーゼルのバス・トラック等 平成21年4月1日から平成24年3月31日までに取得した新車 営業用 $\frac{0.75}{100}$ 自家用 $\frac{1.25}{100}$ 低排出ガスディーゼル車 車両総重量が3.5t超のバス・トラック等で平成17年重量車排出ガス保安基準に適合し、かつ、同基準の基準値よりも10%以上NOx又はPMの排出量が少なく、平成27年度重量車燃費基準を達成している新車 平成21年4月1日から平成24年3月31日までに取得したもの 営業用 $\frac{1.5}{100}$ 自家用 $\frac{2.5}{100}$				
	営業用 $\frac{0.75}{100}$ 自家用 $\frac{1.25}{100}$				